

第3章 公共事業を行う際の環境配慮指針

1 概要

本市の公共事業を環境に十分配慮しながら実施していくための行動指針として、環境に配慮すべき事項を、道路・交通や河川・水路の整備など各々の事業別に示しており、さらに、各課で実施する公共工事における環境配慮の実効性を公共工事環境配慮指針チェックリストにより評価し、実施状況の把握及び実効性の向上を図っています。

2 25年度実施結果

ア 対象工事数：688 工事

イ 環境配慮率

配 慮 事 項	実施設計段階			工事完了段階		
	該当 項目数	配慮 項目数	配慮率 (%)	該当 項目数	配慮 項目数	配慮率 (%)
1 公害等に関連する事項	1,363	1,363	100	1,350	1,350	100
2 資源・エネルギーの有効 利用に関連する事項	4,504	4,502	<u>99.9</u>	4,459	4,441	<u>99.6</u>
3 自然環境・アメニティに 関連する事項	38	36	<u>94.7</u>	37	35	<u>94.6</u>
合計	5,905	5,901	<u>99.9</u>	5,846	5,826	<u>99.7</u>

ウ 配慮できなかった主な項目

「2 資源・エネルギーの有効利用に関連する事項」

○予算の都合により、施設への省エネ型温水機器の導入ができなかった。

○工事受注者から提出される関係書類等について、グリーン購入法に基づいた紙や文具を使用することや、可能な限り両面印刷とすることについて、徹底されていなかった。